

10.2 環境の保全のための措置

10.2.1 環境の保全のための措置の基本的な考え方

工事中においては、工事工程及び工法に十分に配慮し、工事用資材等の搬出入車両の台数の低減等に努めることにより、騒音、振動等による環境影響の低減を図る計画とした。

なお、工事中に使用する建設機械は、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械を使用すること、適切な点検・整備等により、工事用資材の搬出入車両の性能維持に努めることにより、騒音、振動等による環境影響の低減を図る計画とした。

また、風力発電機の稼働後においては、風力発電機の適切な点検、整備を実施し、異音の発生を低減する計画とした。

動物及び植物の保全については、既往調査結果や土地利用状況等を十分考慮し、経年変化や知見等を最大限活用することで、周辺環境への影響の低減を図るとともに、ブレード等への彩色塗装を行うことで風力発電機の視認性を高め、鳥類の風力発電機のブレードやタワーとの衝突による影響の低減を図る計画とした。

また、予測の結果、コウモリ類、鳥類の重要な種及び渡り鳥におけるブレード・タワー等への接近・接触については、予測に不確実性があると考えられたことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとした。

景観については、風力発電機の塗色を、周囲の環境に馴染みやすいような塗装とする計画とした。

造成等の施工に伴い発生する廃棄物は、可能な限り有効利用に努め発生量を低減することとし、分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し適正に処分する計画とした。

掘削に伴う発生土は、対象事業実施区域内で可能な限り埋め戻しに利用することにより、残土による影響を極力低減する計画とした。

10.2.2 環境保全措置の検討の経過及び結果

(1) 工事の実施における環境保全措置の検討

1) 騒音

<工事用資材等の搬出入>

- ・工事用資材等の搬出入車両の適正運行及び作業の効率化により、走行台数の削減に努める。
- ・工事関係者の通勤車両については、乗り合いを促進することにより、走行台数の削減に努める。
- ・基礎工事に伴うコンクリートミキサー車・コンクリートポンプ車と掘削工事に伴うダンプトラックの同時稼働を極力避ける。
- ・急発進、急加速の禁止やアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通騒音の低減に努める。
- ・適切な点検・整備により、工事用資材等の搬出入車両の性能維持に努める。
- ・工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。

<建設機械の稼働>

- ・建設機械は、可能な限り低騒音型を使用する。
- ・建設機械の適正配置及び作業の効率化により、建設機械の稼働台数の削減に努める。
- ・工事工程の調整等により工事作業の平準化を図り、可能な限り建設機械の稼働が集中しないように努める。
- ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
- ・適切な点検・整備により建設機械等の性能維持に努める。
- ・工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。

2) 振動

<工事用資材等の搬出入>

- ・工事用資材等の搬出入車両の適正運行及び作業の効率化により、走行台数の削減に努める。
- ・工事関係者の通勤車両については、乗り合いを促進することにより、走行台数の削減に努める。
- ・基礎工事に伴うコンクリートミキサー車・コンクリートポンプ車と掘削工事に伴うダンプトラックの同時稼働を極力避ける。
- ・適切な点検・整備により、工事用資材等の搬出入車両の性能維持に努める。
- ・工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。

3) 動物

<造成等の施工による一時的な影響>

- ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、騒音、振動等による動物の忌避を抑制する。
- ・工事前及び工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。

4) 植物

<改変による生育環境の減少・消失>

- ・風力発電機組立ヤードの敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。
- ・改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、植物の生育環境を保全する。

5) 生態系

<造成等の施工による一時的な影響>

- ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、騒音、振動等による動物の忌避を抑制する。
- ・工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。

6) 人と自然との触れ合いの活動の場

<工事用資材等の搬出入>

- ・工事用資材等の搬出入車両の適正運行及び作業の効率化により、走行台数の削減に努める。
- ・工事関係者の通勤車両については、乗り合いを促進することにより、走行台数の削減に努める。
- ・適切な点検、整備により、工事用資材等の搬出入車両の性能維持に努める。
- ・日曜日は原則休工とするが、工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート周辺において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場でイベントが開催される場合は、必要に応じて主催者と協議を行い、工事用資材等の搬出入車両の走行をできる限り控える等、配慮する。
- ・工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。

7) 産業廃棄物

<造成等の施工による一時的な影響>

- ・発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、可能な限り有効活用に努め、発生量を低減する。
- ・有効利用が困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、専門の処理会社に委託するなど適正に処分する。
- ・定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。

8) 残土

<造成等の施工による一時的な影響>

- ・地形等を十分考慮し、風力発電機組立ヤードや工事用道路・管理用道路の敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる。
- ・掘削工事に伴う発生土は、対象事業実施区域内で可能な限り埋め戻しに利用する。
- ・定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討

1) 騒音

<施設の稼働>

- ・風力発電機の配置は、可能な限り住宅等から離れた場所を選定する。
- ・風力発電機の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、騒音の原因となる異常音等の発生を低減する。

2) 超低周波音

<施設の稼働>

- ・風力発電機の配置は、可能な限り住宅等から離れた場所を選定する。
- ・風力発電機の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、超低周波音の発生を低減する。

3) 風車の影

<施設の稼働>

- ・風力発電機の配置は可能な限り住宅等から離れた場所を選定する。
- ・住民から苦情等が発生した場合は、個々に状況を確認し、必要に応じて対策（遮光カーテンやブラインドの設置等）を講じる。

4) 動物

<地形改変及び施設の存在>

- ・風力発電機組立ヤードの敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。
- ・改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、動物の生息環境を保全する。

<施設の稼働>

- ・風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、航空法上必要な航空障害灯については、鳥類等を誘引しにくいとされる閃光灯を採用する。
- ・風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、風力発電機の周辺においては、極力砂利等を敷設することにより、植生回復及び猛禽類の餌（誘引物）となる動物の生息利用を抑制する。
- ・風力発電機の稼働はコウモリ類の衝突リスクを低減するため、カットイン風速未満及びカットアウト風速以上の気象条件においてはフェザリング状態を維持する。
- ・風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、ブレード等への彩色塗装等を行うことにより、鳥類に対する風力発電機の視認性を高める。

5) 植物

＜改変による生育環境の減少・消失＞

- ・風力発電機組立ヤードの敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。
- ・改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、植物の生育環境を保全する。

6) 生態系

＜地形改変及び施設の存在＞

- ・風力発電機組立ヤードの敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。
- ・改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、動植物の生息・生育環境を保全する。

＜施設の稼働＞

- ・風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、航空法上必要な航空障害灯については、鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用する。
- ・風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、風力発電機の周辺においては、極力砂利等を敷設することにより、植生回復及び猛禽類の餌（誘引物）となる動物の生息利用を抑制する。
- ・風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、ブレード等への彩色塗装等を行うことにより、鳥類に対する風力発電機の視認性を高める。

7) 景観

＜地形改変及び施設の存在＞

- ・風力発電機ヤードや搬入路等の敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。
- ・風力発電機は、周囲の環境に馴染みやすいような塗装とする。

10.2.3 環境保全措置の検討結果の整理

「10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載した予測の実施に当たって、予測の前提となる環境影響を実行可能な範囲内で回避及び低減するために講じる環境保全措置の内容、方法及び実施主体等について整理した結果は表 10.2.3-1～表 10.2.3-17 に示すとおりである。

表 10.2.3-1 騒音に係る環境保全措置(工事用資材等の搬出入)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響
工事用資材等の搬出入	騒音	発生源対策	工事用資材等の搬出入車両台数の低減	事業者	工事用資材等の搬出入車両の適正運行及び作業の効率化により、走行台数の削減に努めることで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			乗り合いの促進		工事関係者の通勤車両については、乗り合いを促進することにより、走行台数の削減に努めることで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			工事用資材等の搬出入車両台数の平準化		コンクリートミキサー車・コンクリートポンプ車とダンプトラックの同時稼働を極力避けることで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 大型車両の同時稼働の低減により、効果は確実である。	なし
			エコドライブの徹底		急発進、急加速の禁止やアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通騒音の低減に努めることで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 騒音の減少により、効果は確実である。	なし
			搬出入車両の性能維持		適切な点検・整備により、搬出入車両の性能維持に努めることで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 搬出入車両の性能維持により、効果は確実である。	なし
	騒音	環境保全措置の周知徹底			工事中は定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 環境保全措置をより確実に実行できる。	なし

表 10. 2. 3-2 騒音に係る環境保全措置(建設機械の稼働)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
建設機械の稼働	騒音	発生源対策	低騒音型の建設機械の使用	事業者	建設機械は、可能な限り低騒音型・低振動型を使用することで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○ 低騒音型の建設機械の使用による効果は確実である。	なし
			建設機械の適正配置		建設機械の適正配置及び作業の効率化により、建設機械の稼働台数の削減に努めることで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○ 建設機械の適正配置により、効果は確実である。	なし
			建設機械の稼働の平準化		工事工程の調整等により工事作業の平準化を図り、可能な限り建設機械の稼働が集中しないように努めることで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○ ピーク時の車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			アイドリングストップの徹底		作業待機時におけるアイドリングストップを徹底することで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○ 騒音の低減により、効果は確実である。	なし
			建設機械の性能維持		適切な点検・整備により、建設機械等の性能維持に努めることで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○ 建設機械等の性能維持により、効果は確実である。	なし
	環境保全措置の周知徹底		環境保全措置の周知徹底		工事中は定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行できる。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○ 環境保全措置をより確実に実行できる。	なし

表 10. 2. 3-3 騒音に係る環境保全措置(施設の稼働)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たに 影響
施設の稼働	騒音	発生源対策	配置計画の見直し	事業者	風力発電機の配置は、可能な限り民家等から離れた場所を選定することで、居住地に到達する騒音の影響を低減できる。	低減	○	施設の稼働による影響は小さくなる。	○ 騒音を低減することにより、効果が確実である。	なし
			適切な点検・整備の実施		風力発電機の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、騒音の原因となる異常音等の発生を低減することで、騒音の影響を低減できる。	低減	○	施設の稼働による影響は小さくなる。	○ 騒音を低減することにより、効果が確実である。	なし

表 10. 2. 3-4 超低周波音に係る環境保全措置(施設の稼働)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たに 影響
施設の稼働	超低周波音	発生源対策	配置計画の見直し	事業者	風力発電機の配置は、可能な限り民家等から離れた場所を選定することで、居住地に到達する超低周波音の影響を低減できる。	低減	○	施設の稼働による影響は小さくなる。	○ 超低周波音を低減することにより、効果が確実である。	なし
			適切な点検・整備の実施		風力発電機の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、低周波音の原因となる異常音等の発生を低減することで、超低周波音の影響を低減できる。	低減	○	施設の稼働による影響は小さくなる。	○ 超低周波音を低減することにより、効果が確実である。	なし

表 10. 2. 3-5 振動に係る環境保全措置(工事用資材等の搬出入)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響
工事用資材等の搬出入	振動	発生源対策	工事用資材等の搬出入車両台数の低減	事業者	工事用資材の搬出入車両の適正運行及び作業の効率化により、走行台数の削減に努めることで、振動の影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			乗り合いの促進		工事関係者の通勤車両については、乗り合いを促進することにより、走行台数の削減に努めることで、振動の影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			工事用資材等の搬出入車両台数の平準化		コンクリートミキサー車・コンクリートポンプ車とダンプトラックの同時稼働を極力避けることで、振動の影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			搬出入車両の性能維持		適切な点検・整備により、工事用資材の搬出入車両の性能維持に努めることで、振動の影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 搬出入車両の性能維持により、効果は確実である。	なし
		環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の周知徹底		工事中は定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 環境保全措置をより確実に実行できる。	なし

表 10. 2. 3-6 風車の影に係る環境保全措置(施設の稼働)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響
施設の稼働	風車の影	発生源対策	配置計画の見直し	事業者	風力発電機の配置は、可能な限り民家等から離れた場所を選定することで、風車の影の影響を低減できる。	低減	○	施設の稼働による影響は小さくなる。	○ 居住との距離を確保したことにより、効果が確実である。	なし
			適切な対策の実施		住民から苦情等が発生した場合は、個々に状況を確認し、必要に応じて対策（遮光カーテンやブラインドの設置等）を講じることで、風車の影の影響を低減できる。	低減	○	施設の稼働による影響は小さくなる。	○ 必要に応じて適切な対策を講じることにより、効果が確実である。	なし

表 10.2.3-7 動物に係る環境保全措置(造成等の施工による一時的な影響)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに 生じる影響
造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	生息環境の保全	アイドリングストップの徹底	事業者	作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、騒音、振動等による動物の忌避を抑制することで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○ 騒音の低減により、効果は確実である。	なし
		環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の周知徹底		工事前及び工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行できる。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○ 環境保全措置をより確実に実行できる。	なし

表 10.2.3-8 動物に係る環境保全措置(地形改変及び施設の存在)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
地形改変及び施設の存在	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	生息環境の保全	改変面積の最小化	事業者	風力発電機組立ヤードの敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめることで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○ 改変面積を最小化することにより、効果は確実である。	なし
			不要な立ち入りの制限		改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、動物の生息環境を保全することで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○ 不要な立ち入りを制限することにより、効果は確実である。	なし

表 10. 2. 3-9 動物に係る環境保全措置 (施設の稼働)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
施設の稼働	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	発生源対策	閃光灯の使用	事業者	航空法上必要な航空障害灯については、鳥類等を誘引しにくいとされる閃光灯を採用することで、鳥類等の風力発電機のブレードやタワーとの衝突による影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○ 閃光灯の使用により、効果は確実である。	なし
			砂利等の敷設による植生回復の抑制		風力発電機の周辺においては、極力砂利等を敷設することにより、植生回復及び猛禽類の餌(誘引物)となる動物の生息利用を抑制することで、動物への影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○ 砂利等の敷設により、効果は確実である。	なし
			フェザリング状態の維持		カットイン風速未満及びカットアウト風速以上の気象条件においてはフェザリング状態を維持することで、コウモリ類の風力発電機のブレードやタワーとの衝突による影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○ フェザリングの実施で効果は確実である。	なし
			ブレード等への彩色塗装		ブレード等への彩色塗装等を行うことで鳥類に対する風力発電機の視認性を高め、鳥類の風力発電機のブレードやタワーとの衝突による影響を低減できる。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○ 視認性を高めることにより、効果は確実である。	なし

表 10.2.3-10 植物に係る環境保全措置(改変による生育環境の減少・消失)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
地形改変及び施設 の存在	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)	生育環境の保全	改変面積の最小化	事業者	風力発電機組立ヤードの敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめることで、植物への影響を低減できる。	低減	○	植物への影響は小さくなる。	○ 改変面積を最小化することにより、効果は確実である。	なし
			不要な立ち入りの制限		改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、植物の生育環境を保全することで、植物への影響を低減できる。	低減	○	植物への影響は小さくなる。	○ 不要な立ち入りを制限することにより、効果は確実である。	なし

表 10.2.3-11 生態系に係る環境保全措置(造成等の施工による一時的な影響)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響
造成等の施工による一時的な影響	地域を特徴づける生態系	生育・生息環境の保全	アイドリングストップの徹底	事業者	作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、騒音、振動等による動物の忌避を抑制することで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 騒音の低減により、効果は確実である。	なし
		環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の周知徹底		工事前及び工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行できる。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 環境保全措置をより確実に実行できる。	なし

表 10.2.3-12 生態系に係る環境保全措置(地形改変及び施設の存在)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響
地形改変及び施設の存在	地域を特徴づける生態系	生育・生息環境の保全	改変面積の最小化	事業者	風力発電機組立ヤードの敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめることで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 改変面積を最小化することにより、効果は確実である。	なし
		不要な立ち入りの制限	不要な立ち入りの制限		改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、動植物の生息・生育環境を保全することで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 不要な立ち入りを制限することにより、効果は確実である。	なし

表 10.2.3-13 生態系に係る環境保全措置（施設の稼働）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
施設の稼働	地域を特徴づける生態系	発生源対策	閃光灯の使用	事業者	航空法上必要な航空障害灯については、鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用することで、鳥類の風力発電機のブレードやタワーとの衝突による影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 閃光灯の使用により、効果は確実である。	なし
			砂利等の敷設による植生回復の抑制		風力発電機の周辺においては、極力砂利等を敷設することにより、植生回復及び猛禽類の餌（誘引物）となる動物の生息利用を抑制することで、生態系への影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 砂利等の敷設により、効果は確実である。	なし
			ブレード等への彩色塗装		ブレード等への彩色塗装等を行うことで鳥類に対する風力発電機の視認性を高め、鳥類の風力発電機のブレードやタワーとの衝突による影響を低減できる。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 視認性を高めることにより、効果は確実である。	なし

表 10. 2. 3-14 景観に係る環境保全措置(地形改変及び施設の存在)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
地形改変及び施設の存在	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	眺望景観の保全	改変面積の最小化	事業者	風力発電機ヤードや搬入路等の敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめることで、景観への影響を低減できる。	低減	○	景観への影響は小さくなる。	○	改変面積を最小化することにより、効果が確実である。	なし
			色彩上の配慮		風力発電機は、周囲の環境に馴染みやすいような塗装とすることで、景観への影響を低減できる。	低減	○	景観への影響は小さくなる。	○	眺望景観の変化を最小限とすることにより、効果が期待できる。	なし

表 10.2.3-15 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全措置(工事用資材等の搬出入)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性(なし=○、あり=×)	生じる新たな影響
工事用資材等の搬出入	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	利用への影響の低減	工事用資材等の搬出入車両車両台数の低減	事業者	工事用資材等の搬出入車両の適正運行及び作業の効率化により、走行台数の削減に努めることで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			乗り合いの促進		工事関係者の通勤車両については、乗り合いに努めることにより、走行台数の削減に努めることで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			搬出入車両の性能維持		適切な点検・整備により、工事用資材の搬出入車両の性能維持に努めることで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 搬出入車両の性能維持により、効果は確実である。	なし
			イベント時の配慮		工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート周辺において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場でイベントが開催される場合は、必要に応じて主催者と協議を行い、工事用資材等の搬出入車両の走行をできる限り控える等、配慮することで、アクセスルートへの影響を低減できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ イベント時に工事用資材等の搬出入車両の走行を控えることにより、効果は確実である。	なし
		環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の周知徹底		工事前及び工事中は定期的に会議を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行できる。	低減	○	工事用資材等の搬出入車両による影響は小さくなる。	○ 環境保全措置をより確実に実行できる。	なし

表 10.2.3-16 産業廃棄物に係る環境保全措置(造成等の施工による一時的な影響)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響
造成等の施工による一時的な影響	産業廃棄物	環境負荷の低減	廃棄物の適正処理	事業者	発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、適切に処理することで、環境負荷を低減できる。	低減	○	環境負荷は小さい。	○ 法令等に基づき適正に処理することで、効果が確実である。	なし

表 10.2.3-17 残土に係る環境保全措置(造成等の施工による一時的な影響)

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響
造成等の施工による一時的な影響	残土	環境負荷の低減	掘削土の場内利用	事業者	掘削工事に伴う発生土は、対象事業実施区域内で可能な限り埋め戻しに利用することにより、残土による影響を極力低減する。	低減	○	残土の発生量が低減される。	○ 残土の発生量を低減することで、効果は確実である。	なし

(白紙のページ)

10.3 事後調査

10.3.1 事後調査

事後調査は、「発電所アセス省令」第 31 条第 1 項の規定により、次のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、実施することとされている。

- ①予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ④代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

これらを踏まえ、環境保全措置を講じるものの、予測の結果に不確実性を伴うと考えられる項目について、事後調査の実施有無を検討した。また、実施の必要があると判断されたものについて、事後調査計画を検討した。

事後調査の実施有無の検討結果を表 10.3.1-1、事後調査計画を表 10.3.1-2 に示す。

なお、事後調査の結果については、関係機関に提出するとともに、「発電所アセス省令」第 35 条第 3 項の規定に基づき公表する。

表 10.3.1-1 事後調査の実施有無の検討結果

項目		事後調査の実施有無及び理由	
動物生態系	コウモリ類、鳥類の重要な種及び渡り鳥、典型性鳥類	○	予測に不確実性があることから、事後調査を実施する(理由①)。

注) 事後調査の実施有無及び理由に記載した区分は下記のとおりである。

理由①：予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

理由②：効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

理由③：工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

理由④：代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

表 10.3.1-2 事後調査計画(1/2)

項目		内容
動物生態系	コウモリ類、鳥類の重要な種及び渡り鳥、典型性鳥類	【事後調査を行うこととした理由】 ブレード・タワー等への接近・接触については、影響は小さいと予測されたものの、予測に不確実性があると考えられたことから、事後調査を実施する。 【事後調査の内容】 <死骸調査> ○調査の基本的な手法 - 任意踏査を行い、コウモリ類、鳥類の重要な種及び渡り鳥、典型性鳥類の死骸等の有無を把握する。 - 以下のとおり、確認された死骸が重要な種（種の保存法に基づく国内希少野生動植物種）と判明した場合、速やかに環境省へ連絡し、それ以外の重要な種（レッドリスト掲載種等）については、適宜報告を行うこととする。 <pre> graph TD A[衝突個体の確認] --> B[写真及び調査票の作成] B --> C[種名の判断] C --> D["<可能>"] C --> E["<不可能>"] D --> F["◇普通種(法令に該当しない種) 死骸は廃棄処分とする。傷病個体はそのままにしておく。"] E --> G["◇重要な種(法令に該当もしくはレッドデータブック掲載種) 死骸は一時冷凍保管を、傷病個体は救護を行い、下記の手続きをとる。 ・天然記念物 地元の教育委員会へ連絡(死骸の場合は「滅失届」を提出)するとともに、環境省の所轄事務所へ速報する。 ・国内希少野生動物種 届出の義務はないが、適宜、環境省の所轄事務所へ報告する。 ・国レッドデータブック、都道府県・自治体のレッドデータブック 届出の義務はないが、適宜、環境省の所轄事務所、都道府県・自治体の所轄部署へ報告する。"] E --> H["◇種名の判定が不可能な場合 死骸は現地の事務所等で一時冷凍保管を、傷病個体は救護を行い、時期をみて専門家を派遣あるいは資料を送付し、種名判断を仰ぐ。"] F --> I[種不明] G --> I H --> I I --> J[専門機関に同定の依頼を行う] </pre>

表 10.3.1-2 事後調査計画 (2/2)

項目		内容
動物 生態系	コウモリ類、 鳥類の重要な 種 及 び 渡 り 鳥、典型性鳥 類	○調査地域 ・本事業において設置した風力発電機から 159m の範囲 ○調査地点 ・本事業において設置した風力発電機周辺とする。 ○調査期間等 ・供用後 1 年間を基本とし、1 週間に 1 回以上の頻度で死骸等の有無を把握する。 【環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針】 ・確認された死骸が重要な種(種の保存法に基づく国内希少野生動植物種)と判明した場合、速やかに環境省へ連絡する。それ以外の重要な種(レッドリスト掲載種等)については、適宜報告を行う。 ・衝突と推定される死骸等が確認された場合には、衝突の原因の究明に努め、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じる。

(白紙のページ)

10.4 専門家等への意見聴取の結果

動物は、既存資料のみでは得られない情報が多いことから、地域の専門家等へのヒアリングを実施した。

準備書作成段階で実施したヒアリングの実施状況及び結果を表 10.4-1 に示す。

なお、地域に生息する動物に関する情報のほか、現地調査の手法に関する助言については、それぞれ「第 4 章 4.4.3 動物」、「第 8 章 8.3.1 専門家等へのヒアリング」に示したとおりである。

また、「トヨタ自動車田原工場風力発電設置事業 環境影響評価報告書」（2026 年、トヨタ自動車株式会社）において、事後調査結果とその評価について、本事業における専門家等 B にヒアリングを行ったため、その概要を表 10.4-2 に示す。

表 10.4-1 専門家等へのヒアリングの結果 (1/3)

専門家等の所属 (専門分野)	意見の概要	事業者の対応
専門家等 A： 鳥類専門家 (鳥類)	2026 年 6 月 25 日	
	・鳥類に関する調査の実施状況とその結果、予測及び評価の内容について了解した。	—
	・本事業では、工場敷地内に位置する養鰻場跡地のカワウのコロニーが事業による影響を受けずに維持されるかに着目したことについて了解した。	—
	・本事業はリプレースであることから、カワウのコロニーに対する風力発電機の影響は現状と変わらず、ほとんど影響がない程度になっていると思われ、新設される風力発電機にもカワウが慣れていくことが考えられる。	—
	・カワウの衝突を確認した場合には、発生時期や個体の年齢等、詳細な情報を記録すると良い。風力発電機の設置が工場敷地内ということで、事後調査期間に限らず長期にわたっての衝突有無の確認及び事例の収集が可能となるようだが、例えば事例として「若鳥の衝突が多い」、「巣立ちの時期の衝突が多い」等の傾向があった場合、その知見は今後の衝突対策に有効的に活かすことができると考える。	事後調査においてカワウの衝突を確認した際には、発生時期や個体の年齢等、詳細な情報を記録することとした。
	・対象事業実施区域の周辺におけるカワウのコロニーの状況については、こちらで現在把握している内容と相違ない。神野新田のコロニーは現在繁殖しておらず、三河大島のコロニーも以前に比べると衰退した。また、汐川干潟に流れ込む紙田川河口の養鰻場跡地に新たなコロニーが形成されつつあったが、養鰻池跡の埋め立ての状況によっては、こちらでも分散、衰退することもある。	—
	・三河湾のカワウは沿岸域で採餌を行う個体が多く、周辺地域の河口、汐川干潟や六条潟等の干潟が餌場となっている。なお、ここで見られる個体は遠く浜名湖方面から飛来する個体も含まれている。	—
	・環境保全措置として、既設の風力発電機と同様にブレード先端に赤い彩色を行うことについて了解した。今後、より効果的な彩色方法等が判明する可能性があるため、その際には可能な範囲での反映も検討すると良い。	今後、より効果的な彩色方法等が明らかになった場合には、その反映を検討することとした。

表 10. 4-1 専門家等へのヒアリングの結果 (2/3)

専門家等の所属 (専門分野)	意見の概要	事業者の対応
専門家等 B 地元鳥類愛好家 (鳥類)	2026 年 6 月 25 日	
	・調査実施状況とその結果、予測及び評価の内容について了解した。	—
	・当該地の状況を示す最新の情報となる「トヨタ自動車田原工場風力発電事業」の事後調査結果を予測に使用することは適切と考える。	—
	・本調査結果における重要な種の中には、調査当時には重要な種に選定されていなかったことから位置情報等の詳細が不明なものがあるとのことだが、それらの種も対象とし、収集した生態情報等から影響を予測していることは評価できる。	—
	・船舶レーダーを用いた春の渡り調査では、高度 1,000m 以上の飛翔が高い割合を占める結果となっている（表 10.1.5-30 飛翔高度別の合計確認割合）ことについて、理由が不明なため、考察を深め理由を説明できるようにした方がよい。	—
	・予測結果の「ブレード・タワー等への接近・接触」による影響に、「トヨタ自動車田原工場風力発電事業」の死骸調査の結果を用いることは、妥当であると考ええる。	—
	・計算上ではヒヨドリの春の渡り、メジロの秋の渡りが 20 年で 1 個体を超える衝突確率となっているが、衝突確率はあくまで計算上の値であって実績ではないため、この死骸調査の結果も踏まえて影響は小さいと予測・評価することは合理的と言える。	—
	・風力発電機の設置が工場敷地内であることを生かし、事業者による常時監視及び日常点検時等をバードストライクの実態把握に活用する方針は、死骸発見の精度を上げ事後のモニタリングに有効なものと考ええる。	事後調査における死骸調査について、事業者による常時監視及び日常点検時等をバードストライクの実態把握に活用する計画とした。
	・予測結果での「移動経路の遮断・阻害」による影響については、営巣地及びねぐらと採餌場との間における障壁効果によって、既存の営巣地及びねぐらの優位性が低下することについて考慮する必要がある。その根拠となる飛翔経路については、調査結果に基づく傾向から予測することで良いと考える。	—
	・ヘラシギ等の重要な種だけでなく、過去には容易に観察できていたハマシギも少なくなるなど、当該地域におけるシギ・チドリ類の個体群は近年減少の一途をたどっている。この現状を踏まえれば、本調査の結果に特に違和感はない。	—
	・現在、チュウヒが繁殖を行っていないことについては承知している。これは以前から予想していたとおりの結果であり、田原 4 区の土地利用が進んだことが大きく影響したと考えている。	—

表 10. 4-1 専門家等へのヒアリングの結果 (3/3)

専門家等の所属 (専門分野)	意見の概要	事業者の対応
専門家等 C： 大学名誉教授 (コウモリ類)	2026 年 6 月 17 日	
	・方法書からの変更点、調査実施状況とその結果、予測及び評価の内容について了解した。	—
	・調査結果として示す数値は、その定義が重要となる。コウモリ類は採餌の際にその場を飛び回ることがあり、ひとつの個体のエコロケーションコールを何度も記録している可能性があるため、バットデテクターで録音された音声ファイル数が実際の飛翔個体数を示すことにはならないからである。	バットデテクターで録音された音声ファイル数が実際の飛翔個体数を示すことにはならないことを注記として追記した。
	・季節の出現推移はコウモリ類の活動期と合致している。地域差はあるが、当該地域であれば飛んでいる虫が 10℃を下回ると極端に少なくなると考えられ、それに伴いコウモリも飛ばなくなる。	—
	・当該地域を踏まえると、本調査で確認された 40～50kHz の音声はほとんどアブラコウモリだろう。ヒナコウモリ科の一種 1 として分類した種は、アブラコウモリかモモジロコウモリと思われる。	—
	・ヒナコウモリの行動特性や生息地域等を考慮すると当該地域に飛来する目的はないことから、例外的なものと思われる。	—
	・周波数帯が低い音声（10～30kHz）が確認されているが、これについては何の種のものかが分からない。可能性としては国内で最も長距離を持続的に移動できるオヒキコウモリが挙げられるが（舞鶴湾の個体群は採餌のため日常的に 10-20km 程度移動している）、渥美半島先端の岩場を含め、周辺地域ではコロニーの記録がないため、当該地域まで飛来する可能性は低い。	—
	・一般的にコウモリは日出と日没の前後に採餌する種がほとんどであり、夜中はどこかで休憩していることが多い。本調査の時間帯出現推移においてもその傾向が出ており、19 時頃に多数確認されている音声は採餌行動を示すものと思われる。なお、ユビナガコウモリやオヒキコウモリのような翼が狭長型の種は飛翔能力が高いため、一晩中飛び回っての採餌が可能である。	—
	・種を特定、推定できていないのであれば、当該地域に生息しない種を無理に重要な種として挙げなくても良いと考える。当該地域を踏まえるならば、オオアブラコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、コテングコウモリ、テングコウモリ、ヤマコウモリは予測対象種から除外しても問題はない。	オオアブラコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、コテングコウモリ、テングコウモリ、ヤマコウモリについて、予測対象種から除外した。
	・バットストライクの防止策として、風力発電機にコウモリの忌避音を発生する装置を取り付ける方法があるが、その有効性については定かではなく機器も高価である。また、捕まえたコウモリが発する音声（採餌音ではない音声）には忌避効果が高いと考えられるが、現状ではその超音波を適切に録音・発生させる機器がないため、作成する必要がある。	—
	・地域性や周辺の既存施設での調査実績を踏まえると、事業による影響は小さく、大規模なバッドストライクが生じる可能性は低いと考えられることから、現状におけるコウモリ類への保全対策としては、事後調査として複数年のモニタリングを実施し、コウモリの死骸が多く見つかった場合に何らかの対策をとる方針が良いと考える。	事後調査における死骸調査でコウモリ類の死骸が多く見つかった場合には、適切に対応することとした。

表 10. 4-2 「トヨタ自動車田原工場風力発電設置事業 環境影響評価報告書」における
専門家等へのヒアリングの概要

所属	専門分野	実施時期	意見の概要
専門家等 B 地元鳥類 愛好家 (鳥類)	鳥類	2025 年 10 月 9 日	[チュウヒについて] ・チュウヒの営巣及び就埒地となっている田原 4 区の環境の変遷と、チュウヒの繁殖状況及び個体群の推移に関連性が認められる。これはかねてより予想していたとおりだが、遊休していた土地の利用の進捗とともに、チュウヒが当該地域から離れていく様子を示している。 ・近年、カメラマンなど以前よりも多くの人がチュウヒの生息域に立ち入るようになったことも外圧となり、チュウヒの田原 4 区離れに拍車をかけた可能性がある。 ・また、一見チュウヒが好む高茎草地に見えても、土地の乾燥化等によって植生が湿地性のヨシからススキ等に遷移していることがある。こうした場所は、チュウヒにとっては餌場にはなっても営巣地や定常的な埒場には成り得ないであろう。 ・総じて当該地域におけるチュウヒの動向（繁殖行動や渡来数及び事業実施区域への出現率）は、田原 4 区の環境変化が色濃く影響していることを示唆しており、遊休していた土地の利用が進むことで、チュウヒ個体群は今後さらに衰退の方向へ向かうであろう。以上を踏まえ、チュウヒの個体群が衰退傾向にあることが本事業によるものとは考えにくい。 ・本事業の対象事業実施区域がチュウヒに与える影響を強いて言えば、事業者の自然共生への取り組みによって田原工場内に採餌環境が形成され、風車の近傍にチュウヒを誘引する可能性があること。ただ、各所の開発によって採餌環境が限られていく中、この取り組みによって餌場が保たれていることでチュウヒ個体群の消失を抑止できていると考える。事後調査において工場内への出現率が上がっている傾向は、それを示唆した結果かもしれない。
			[タカの渡りについて] ・主な渡りルートは、工場上空から蔵王山周辺を高空で通過する傾向が出ており、既存の情報からの変化はないようだ。確認個体数については各種に年変動があり調査結果から一概には判断できないが、当該地域における風力発電機群による直接の影響はほとんどないと思う。
			[その他] ・鳥類が特殊な天候等の条件下で風車に衝突してしまうことは今後も起こり得ると思うが、それは送電線等においても起こる事象であり、風車に限られた事象ではないため、本調査の結果だけでは捕捉できないと思う。

10.5 環境影響の総合的な評価

本事業の実施が環境に及ぼす影響の評価の観点とは、「本事業による環境に与える影響が事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されていること」及び「国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定した環境影響評価の項目の環境要素に関して基準又は目標が定められている場合には、当該基準又は目標と予測結果との間で整合が図られていること」とした。

工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用が環境に及ぼす影響について選定項目ごとに要約した結果は、表 10.5-1～表 10.5-8 に示すとおりであり、総合評価としては、実行可能な範囲で環境影響を低減しており、国又は地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価する。

表 10.5-1 大気環境に係る調査、予測及び評価の結果の概要(1/5)

選定項目		調査・予測・評価の概要
大気環境	騒音及び超低周波音	■調査の結果の概要 ＜工事用資材等の搬出入＞ 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルートである主要地方道豊橋渥美線沿道の 2 地点で現地調査を実施した結果、等価騒音レベルは平日の昼間で 63～66 デシベル、土曜の昼間で 62～63 デシベルであった。 ＜建設機械の稼働＞ 対象事業実施区域の周辺の 3 地点で現地調査を実施した結果、等価騒音レベル(L_{Aeq})は、平日は 42～46 デシベル、土曜は 41～44 デシベルであった。環境基準(昼間：55 デシベル)と比較すると、全ての地点で平日、土曜とも基準値以下であった。また、時間率騒音レベル(L_{A5})は、平日は 45～47 デシベル、土曜は 45～48 デシベルであった。 ＜施設の稼働＞ 対象事業実施区域の周辺の 3 地点で現地調査を実施した結果、残留騒音($L_{Aeq, resid}$)の季節別の平均値は、秋季が昼間 41～44 デシベル、夜間 39～42 デシベル、冬季が昼間 42～45 デシベル、夜間 40～43 デシベル、春季が昼間 39～42 デシベル、夜間 38～44 デシベル、夏季が昼間 44～49 デシベル、夜間 42～45 デシベルであった。 総合騒音($L_{Aeq, total}$)の季節別の平均値は、秋季は昼間 43～46 デシベル、夜間 39～42 デシベル、冬季は昼間 43～46 デシベル、夜間 39～43 デシベル、春季は昼間 41～42 デシベル、夜間 38～44 デシベル、夏季は昼間 47～51 デシベル、夜間 44～46 デシベルであった。 ■予測・評価の結果の概要 【環境保全措置】 ＜工事用資材等の搬出入＞ ・工事用資材等の搬出入車両の適正運行及び作業の効率化により、走行台数の削減に努める。 ・工事関係者の通勤車両については、乗り合いを促進することにより、走行台数の削減に努める。 ・基礎工事に伴うコンクリートミキサー車・コンクリートポンプ車と掘削工事に伴うダンプトラックの同時稼働を極力避ける。 ・急発進、急加速の禁止やアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通騒音の低減に努める。 ・適切な点検・整備により、工事用資材の搬出入車両の性能維持に努める。 ・工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 ＜建設機械の稼働＞ ・建設機械は、可能な限り低騒音型を使用する。 ・建設機械の適正配置及び作業の効率化により、建設機械の稼働台数の削減に努める。 ・工事工程の調整等により工事作業の平準化を図り、可能な限り建設機械の稼働が集中しないように努める。 ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・適切な点検・整備により、建設機械等の性能維持に努める。 ・工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 ＜施設の稼働＞ ・風力発電機の配置は、可能な限り住宅等から離れた場所を選定する。 ・風力発電機の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、騒音の原因となる異常音等の発生を低減する。 【予測の結果の概要】 ＜工事用資材等の搬出入＞ 工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果は、平日は 64～66 デシベル、土曜は 63～64 デシベルであった。また、現況の騒音レベルからの増加分は、TN-1 で 0 デシベル、TN-2 で 1～2 デシベルであった。

表 10.5-1 大気環境に係る調査、予測及び評価の結果の概要 (2/5)

選定項目		調査・予測・評価の概要
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音 <建設機械の稼働> 等価騒音レベル(L_{Aeq})の予測結果は 47 デシベルで、現況の騒音レベルからの増加分は 2～4 デシベルであった。 また、時間率騒音レベル(L_{A5})の予測結果は 72 デシベルと予測される。 <施設の稼働> 残留騒音と風力発電機寄与値を合成した予測値(L_{Aeq})は、秋季は昼間 37～41 デシベル、冬季は昼間 40～43 デシベル、夜間 39～40 デシベル、春季は昼間 35～41 デシベル、夜間 36～44 デシベル、夏季は昼間 44～49 デシベル、夜間 41～45 デシベルである。残留騒音からの増加分については、秋季は 0 デシベル、冬季は最大 1 デシベル、春季は 0 デシベル、夏季は 0 デシベルと予測される。 総合騒音と風力発電機寄与値を合成した予測値(L_{Aeq})は、秋季は昼間 41～44 デシベル、夜間 33 デシベル、冬季は昼間 34～45 デシベル、夜間 37～40 デシベル、春季は昼間 40～41 デシベル、夜間 36～44 デシベル、夏季は昼間 47～51 デシベル、夜間 43～46 デシベルである。風力発電機寄与を除外した総合騒音からの増加分については、秋季は 0 デシベル、冬季は最大 3 デシベル、春季は 0 デシベル、夏季は 0 デシベルと予測される。 【評価の結果の概要】 <工所用資材等の搬出入> 予測の結果、工所用資材等の搬出入に伴う騒音は、63～66 デシベルであり、現況からの増加分は 0～2 デシベルと予測される。また、上記の環境保全措置を実施することにより、工所用資材等の搬出入に伴う騒音の影響を極力低減させることとする。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。 また、予測地点は環境基準の類型指定はされていないが、参考として、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準値(70 デシベル)と比較すると、予測結果は 63～66 デシベルであり、いずれも環境基準値以下である。以上のことから、基準又は目標との整合は図られているものと評価する。 <建設機械の稼働> 予測の結果、建設機械の稼働に伴う等価騒音レベル(L_{Aeq})は 47 デシベルであり、現況からの増加分は 2～4 デシベルと予測される。また、対象事業実施区域境界における時間率騒音レベル(L_{A5})は 72 デシベルと予測される。さらに、上記の環境保全措置を実施することにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響を極力低減させることとする。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。 建設機械の稼働に伴う等価騒音レベル(L_{Aeq})の予測結果は、昼間 47 デシベルであり、環境基準(一般地域 A 類型の昼間：55 デシベル)以下である。また、対象事業実施区域境界における時間率騒音レベル(L_{A5})は 72 デシベルであり、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(敷地境界において 85 デシベル)以下である。 以上のことから、基準又は目標との整合は図られているものと評価する。

表 10.5-1 大気環境に係る調査、予測及び評価の結果の概要 (3/5)

選定項目		調査・予測・評価の概要
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音 <施設の稼働> 残留騒音 ($L_{Aeq, resid}$) と風力発電機寄与値を合成した騒音の予測結果は、秋季は昼間 37～41 デシベル、冬季は昼間 40～43 デシベル、夜間 39～40 デシベル、春季は昼間 35～41 デシベル、夜間 36～44 デシベル、夏季は昼間 44～49 デシベル、夜間 41～45 デシベルであり、残留騒音からの増加分は、秋季は 0 デシベル、冬季は最大 1 デシベル、春季は 0 デシベル、夏季は 0 デシベルと予測される。 総合騒音 ($L_{Aeq, total}$) と風力発電機寄与値を合成した騒音の予測結果は、秋季は昼間 41～44 デシベル、夜間 33 デシベル、冬季は昼間 34～45 デシベル、夜間 37～40 デシベル、春季は昼間 40～41 デシベル、夜間 36～44 デシベル、夏季は昼間 47～51 デシベル、夜間 43～46 デシベルである。 また、上記の環境保全措置を実施することにより、施設の稼働に伴う騒音の影響を極力低減させることとするほか、施設の稼働後に地元住民から風力発電機騒音に関する問い合わせがあった場合には、対象住民へのヒアリング等により状況を確認した上で、必要に応じて対策を検討する。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。 残留騒音 ($L_{Aeq, resid}$) と風力発電機寄与値を合成した予測値について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(2017 年 5 月、環境省)比較すると、予測結果はいずれの地点においても、全ての季節及び時間帯で指針値以下である。 また、総合騒音 ($L_{Aeq, total}$) と風力発電機寄与値を合成した予測値について「騒音に係る環境基準」の基準値(A 類型：(昼間 55 デシベル、夜間 45 デシベル))と比較すると、夏季の WN-1 夜間を除き環境基準値以下である。夏季の WN-1 夜間については 46 デシベルと基準値を超過するが、既存の風力発電機寄与を除外した総合騒音が 46 デシベルであり本事業の風力発電機による増加分は 0 デシベルである。 以上のことから、基準又は目標との整合は図られているものと評価する。 (累積的影響) 本事業及び周辺他事業について、複数事業の施設が同時に稼働した際に累積的な影響を生じる可能性があることから、予測・評価を行った。 予測の結果、残留騒音 ($L_{Aeq, resid}$) と風力発電機寄与値を合成した予測値 (L_{Aeq}) は、秋季は昼間 40～43 デシベル、冬季は昼間 43～45 デシベル、夜間 42～43 デシベル、春季は昼間 38～42 デシベル、夜間 38～44 デシベル、夏季は昼間 44～49 デシベル、夜間は 42～45 と予測される。残留騒音からの増加分については、秋季は最大 3 デシベル、冬季は最大 4 デシベル、春季は最大 3 デシベル、夏季は最大 1 デシベルと予測される。 総合騒音 ($L_{Aeq, total}$) と風力発電機寄与値を合成した予測値 (L_{Aeq}) は、秋季は昼間 43～45 デシベル、夜間 38～42 デシベル、冬季は昼間 43～46 デシベル、夜間 36～43 デシベル、春季は昼間 41～42 デシベル、夜間 38～44 デシベル、夏季は昼間 47～51 デシベル、夜間 44～46 デシベルである。風力発電機寄与を除外した総合騒音からの増加分については、秋季は最大 2 デシベル、冬季は最大 7 デシベル、春季は最大 2 デシベル、夏季は最大 1 デシベルと予測される。 さらに、上記の環境保全措置を実施することにより、施設の稼働に伴う騒音の影響を極力低減させることとするほか、施設稼働後に住民等から風力発電機騒音に関する問い合わせがあった場合には、対象住民へのヒアリング等により状況を確認した上で、必要に応じて対策を検討する。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。 残留騒音 ($L_{Aeq, resid}$) と風力発電機寄与値を合成した予測値について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(2017 年 5 月、環境省)と比較すると、予測結果はいずれの地点においても、全ての季節及び時間帯で指針値以下である。 また、総合騒音 ($L_{Aeq, total}$) と風力発電機寄与値を合成した予測値について「騒音に係る環境基準」の基準値(A 類型：(昼間 55 デシベル、夜間 45 デシベル))と比較すると、夏季の WN-1 夜間を除き環境基準値以下である。夏季の WN-1 夜間については 46 デシベルと基準値を超過するが、既設の風力発電機寄与を除外した総合騒音は 46 デシベルであり、風力発電機による増加分は 0 デシベルである。 以上のことから、基準又は目標との整合は図られているものと評価する。

表 10.5-1 大気環境に係る調査、予測及び評価の結果の概要(4/5)

選定項目		調査・予測・評価の概要
大気環境	騒音及び超低周波音	■調査の結果の概要 <施設の稼働> 対象事業実施区域の周辺の3地点で現地調査を実施した結果、G特性音圧レベルは昼間で62～71デシベル、夜間で59～69デシベルであった。 ■予測・評価の結果の概要 【環境保全措置】 <施設の稼働> ・風力発電機の配置は、可能な限り住宅等から離れた場所を選定する。 ・風力発電機の適切な点検、整備を実施し、性能維持に努め、超低周波音の発生を低減する。 【予測の結果の概要】 <施設の稼働> 予測地点での低周波音圧レベル(L_{Geq})は、昼間 69～72 デシベル、夜間 69～70 デシベルであり、現況実測値からの増加分は、昼間 1～2 デシベル、夜間 1～3 デシベルと予測される。Z特性では現況と予測結果から各中心周波数の増加分をみると、WN-1 地点で 0～5 デシベル、WN-2 地点で 0～10 デシベル、WN-3 地点で 0～6 デシベルの増加であった。 また、本事業と周辺他事業の複数の既設の風力発電機が同時に稼働した際の累積的な影響について予測を行った。 予測地点での低周波音圧レベル(L_{Geq})は、昼間 72～74 デシベル、夜間 72～73 デシベルであり、現況値からの増加分は、昼間が 2～5 デシベル、夜間が 3～6 デシベルと予測される。Z特性では現況と予測結果から各中心周波数の増加分をみると、WN-1 地点で 1～16 デシベル、WN-2 地点で 1～20 デシベル、WN-3 地点で 1～18 デシベルの増加であった。 【評価の結果の概要】 <施設の稼働> 予測の結果、施設の稼働に伴う将来の G 特性音圧レベルは昼間 69～72 デシベル、夜間 69～70 デシベルであり、現況値からの増加分は、昼間が 1～2 デシベル、夜間が 1～3 デシベルである。また、上記の環境保全措置を実施することにより、施設の稼働に伴う超低周波音の影響を極力低減させることとする。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。 また、G 特性音圧レベルの予測結果は、全ての地点で「超低周波音を感じる最小音圧レベル (ISO7196:1995)」の 100 デシベルを下回っている。また、「建具のがたつきが始まるレベル」との比較結果は、全ての予測地点、周波数帯で下回り、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較結果は、20Hz 以下の超低周波音では、全ての予測地点、周波数帯で「わからない」レベルを下回っている。20Hz 以上の可聴域では、63Hz 以上で「気にならない」レベルを超えるが、全ての地点で「よくわかる。不快な感じがしない」レベルを下回っている。 以上のことから、基準又は目標との整合は図られているものと評価する。 (累積的影響) 累積的影響の予測の結果、施設の稼働に伴う低周波音圧レベル(L_{Geq})は、昼間 72～74 デシベル、夜間 72～73 デシベルであり、現況値からの増加分は、昼間が 2～5 デシベル、夜間が 3～6 デシベルである。また、上記の環境保全措置を実施することにより、施設の稼働に伴う超低周波音の影響を極力低減させることとする。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。 また、G 特性音圧レベルの予測結果は、全ての地点で「超低周波音を感じる最小音圧レベル (ISO7196:1995)」の 100 デシベルを下回っている。また、「建具のがたつきが始まるレベル」との比較結果は、全ての予測地点、周波数帯で下回り、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較結果は、20Hz 以下の超低周波音では全ての地点で「わからない」レベルを下回っている。20Hz 以上の可聴域では、63Hz 以上で「気にならない」レベルを超えるが、全ての地点で「よくわかる。不快な感じがしない」レベルを下回っている。 以上のことから、基準又は目標との整合は図られているものと評価する。

表 10.5-1 大気環境に係る調査、予測及び評価の結果の概要 (5/5)

選定項目			調査・予測・評価の概要
大気環境	振動	振動	■調査の結果の概要 <工事用資材等の搬出入> 工事用資材等の搬出入車両が走行する主要な輸送経路沿道及びその周辺の 2 地点で現地調査を実施した結果、振動レベルは平日の昼間で 41～45 デシベル、土曜の昼間で 38～39 デシベルであった。 ■予測・評価の結果の概要 【環境保全措置】 <工事用資材等の搬出入> ・工事用資材等の搬出入車両の適正運行及び作業の効率化により、走行台数の削減に努める。 ・工事関係者の通勤車両については、乗り合いを促進することにより、走行台数の削減に努める。 ・基礎工事に伴うコンクリートミキサー車・コンクリートポンプ車と掘削工事に伴うダンプトラックの同時稼働を避ける。 ・適切な点検・整備により、工事用資材等の搬出入車両の性能維持に努める。 ・工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 【予測の結果の概要】 <工事用資材等の搬出入> 工事用資材の搬出入に伴う振動の予測結果は、平日の昼間は 46～48 デシベル、土曜の昼間は 44～46 デシベルであり、現況実測値からの増加分は平日の昼間 1～4 デシベル、土曜の昼間で 1～4 デシベルであった。 【評価の結果の概要】 <工事用資材等の搬出入> 予測の結果、工事用資材の搬出入に伴う振動は、平日の昼間は 46～48 デシベル、土曜の昼間は 44～46 デシベルであり、現況実測値からの増加分は平日の昼間は 1～4 デシベル、土曜の昼間は 1～4 デシベルと予測される。また、上記の環境保全措置を実施することにより、工事用資材等の搬出入に伴う振動の影響を極力低減させることとする。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。 また、対象事業実施区域及びその周囲は「振動規制法」に基づく規制地域の指定はないが、参考として、第 2 種区域の要請限度(昼間 70 デシベル)と比較すると、予測結果は、平日の昼間は 46～48 デシベル、土曜の昼間は 44～46 デシベルとであり、いずれも要請限度以下である。 以上のことから、基準又は目標との整合は図られているものと評価する。

表 10.5-2 その他の環境(風車の影)に係る調査、予測及び評価の結果の概要

選定項目			調査・予測・評価の概要
その他の環境	その他	風車の影	■調査の結果の概要 <施設の稼働> 対象事業実施区域及びその周囲の土地利用の状況は、対象事業実施区域の南側に集落が存在するほか、田、畑等の農地が分布している。学校等の施設は、対象事業実施区域の南側に童浦小学校等が存在する。 対象事業実施区域は、渥美湾臨海部の埋立地で、地形分類では「干拓地・盛土地」となっており、地形は平坦である。 ■予測・評価の結果の概要 【環境保全措置】 <施設の稼働> ・風力発電機の配置は可能な限り住宅等から離れた場所を選定する。 ・住民から苦情等が発生した場合は、個々に状況を確認し、必要に応じて対策（遮光カーテンやブラインドの設置等）を講じる。 【予測の結果の概要】 <施設の稼働> ・実際の気象条件を考慮しない場合 本事業による風車の影は住宅位置に到達せず、年間日影予測時間はいずれの住宅も0分と予測された。また、海外のガイドラインの指針値を超えない結果であった。 【評価の結果の概要】 <施設の稼働> 予測の結果、風車の影は住宅位置に到達せず、年間日影予測時間はいずれの住宅も0分であった。 また、上記の環境保全措置を実施することにより、施設の稼働に伴う風車の影の影響を極力低減させることとする。 以上のことから、施設の稼働に伴う風車の影による影響は、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。 また、国内では風車の影についての基準は定められていないことから、海外のガイドラインの指針値「実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間30時間または1日30分間を超えないこと、実際の気象条件等を考慮する場合で、年間8時間を超えないこと」（ドイツ：ノルトライン・ヴェストファーレン州）を参考に評価を行った。 予測の結果、対象事業実施区域周辺の家屋では、参考としたガイドラインの指針値以下であった。 以上のことから、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合は図られているものと評価する。 （累積的影響） 予測の結果、本事業による風車の影は、住宅位置に到達せず、年間日影予測時間はいずれの住宅も0分であった。 以上のことから、累積的な影響は生じないものと評価する。

表 10.5-3 動物に係る調査、予測及び評価の結果の概要(1/2)

選定項目

動物

重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）

調査・予測・評価の概要

■調査の結果の概要

【動物相並びに重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の概要】

対象事業実施区域及びその周辺における動物相の調査結果は、下表のとおりである。

重要な種として、哺乳類 2 種、鳥類 67 種、昆虫類 3 種を確認した。

また、注目すべき生息地は対象事業実施区域内での確認はなかった。

分類	確認種数	重要な種
哺乳類	コウモリ類以外	哺乳類:2 種(コウモリ目の一種*(45kHz～50kHz)、カヤネズミ)
	コウモリ類	
鳥類	18 目 46 科 174 種	鳥類:67 種(マカソ、ツクシカモ、ホシハシロ、キンクロハシロ、スズカモ、ヒロトキンクロ、クロガモ、カリアイサ、アマツハメ、ヒメアマツハメ、ツツドリ、バン、ヒクイナ、ミミカイツドリ、セイケシギ、ケリ、ムナグロ、ダイゼン、イカルドリ、シロドリ、メダイトドリ等)
	猛禽類	
爬虫類	2 目 5 科 6 種	—
両生類	1 目 3 科 3 種	—
昆虫類	13 目 138 科 454 種	昆虫類:3 種(マイアカネ、キンイロモンシセリ、クスハキリハチ)

注) *: モモジロコウモリの場合、「レッドリストあいち 2025」の VU に該当する。

ノレンコウモリの場合、「環境省レッドリスト 2020」の VU、「レッドリストあいち 2025」の CR に該当する。

ユビナガコウモリの場合、「レッドリストあいち 2025」の EN に該当する。

■予測・評価の結果の概要

【環境保全措置】

<造成等の施工による一時的な影響>

・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、騒音、振動等による動物の忌避を抑制する。

・工事前及び工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。

<地形改変及び施設の存在>

・風力発電機組立ヤードの敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。

・改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、動物の生息環境を保全する。

<施設の稼働>

・風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、航空法上必要な航空障害灯については、鳥類等を誘引しにくいとされる閃光灯を採用する。

・風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、風力発電機の周辺においては、極力砂利等を敷設することにより、植生回復及び猛禽類の餌（誘引物）となる動物の生息利用を抑制する。

・風力発電機の稼働はコウモリ類の衝突リスクを低減するため、カットイン風速未満及びカットアウト風速以上の気象条件においてはフェザリング状態を維持する。

・風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、ブレード等への彩色塗装等を行うことにより、鳥類に対する風力発電機の視認性を高める。

表 10.5-3 動物に係る調査、予測及び評価の結果の概要 (2/2)

選定項目	調査・予測・評価の概要
動物 重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）	【予測の結果の概要】 現地調査で確認された重要な種（哺乳類 2 種、鳥類 67 種、昆虫類 3 種）の他、調査地域内を飛翔した渡り鳥を予測対象種とし、以下に示す環境影響要因から予測対象種に応じて、影響を予測した。また、バットディテクターで確認したコウモリ類には重要な種が含まれる可能性があるが、録音又は入感した音声では種の特定ができないため、文献情報及びヒアリング結果により該当する可能性があると考えられた全ての種群を予測対象とした。現地調査で確認された重要な種及び渡り鳥を予測対象とし、以下に示す環境影響要因から予測対象に応じて影響を予測したところ、重要な種及び渡り鳥への影響は小さいと考えられた。しかしながら、コウモリ類、鳥類の重要な種及び渡り鳥におけるブレード・タワー等への接近・接触については予測に不確実性があると考えられることから、前述の環境保全措置に加え、事後調査を行うこととした。 ＜環境影響要因＞ ・ 改変による生息環境への影響 ・ 移動経路の遮断・阻害 ・ ブレード・タワー等への接近・接触 【評価の結果の概要】 予測の結果、コウモリ類、鳥類の重要な種及び渡り鳥におけるブレード・タワー等への接近・接触については、事業の実施による影響及び既設風力発電機との累積的影響は小さいと考えられたものの、予測に不確実性があると考えられた。このことから、以下の事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、必要に応じた稼働調整を行う等、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとした。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。 【事後調査】 ○対象種：コウモリ類及び鳥類の重要な種及び渡り鳥 ・ 1 週間に 1 回以上の頻度で死骸調査を行い、衝突と推定される死骸等が確認された場合には、衝突の原因の究明に努め、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じる。

表 10.5-4 植物に係る調査、予測及び評価の結果の概要

選定項目

植物

重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く）

調査・予測・評価の概要

■調査の結果の概要

【植物相及び植生の概要】

対象事業実施区域及びその周辺における植物相の調査結果は、下表のとおりである。

重要な種として、2 種を確認した。

対象事業実施区域にはセイタカアワダチソウ群落、外来低木群落、路傍・空地雑草群落等が点在していた。また、対象事業実施区域の周囲の養鰻場跡地や埋め立てにより造成された地区に残された水域の周囲にはヨシ群落、ヒトモトススキ群落、ヒメガマ群落が分布していた。

現地調査で確認された重要な群落は、植生自然度 9 及び植生自然度 10 に該当するタブノキーエノキ群落、ヤナギ低木林、ヒルムシロ属優占群落、コアマモ群落の 4 件であった。このうち、対象事業実施区域内で確認された群落はヤナギ低木林であった。

分類群		科数	秋季	早春季	春季	夏季	群落組成調査	合計	重要な種	
シダ植物		8	6	5	6	9	7	12	ハマサジ、 カワヂシャ	
種子植物	裸子植物	4	7	5	4	6	4	8		
	被子植物	単子葉類	16	55	36	65	64	31		122
		真正双子葉類	69	142	160	201	162	78		292
		その他	6	8	5	7	8	7		9
計		103 科	217 種	211 種	283 種	248 種	126 種	443 種	2 種	

■予測・評価の結果の概要

【環境保全措置】

< 改変による生育環境の減少・消失 >

・風力発電機組立ヤードの敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。

・改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、植物の生育環境を保全する。

【予測の結果の概要】

現地調査で確認された重要な種 2 種を予測対象種とし、以下に示す環境影響要因から予測対象に応じて影響を予測したところ、事業の実施による影響はないものと予測された。

< 環境影響要因 >

・改変による生育環境の減少・消失

・改変部付近の生育環境の悪化

【評価の結果の概要】

予測の結果、重要な種等への影響はないと考えられた。加えて、環境保全措置を実施することにより、影響はさらに低減されることが考えられる。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。

表 10.5-5 生態系に係る調査、予測及び評価の結果の概要(1/2)

選定項目		調査・予測・評価の概要							
生態系	地域を特徴づける生態系	■調査の結果の概要 【生態系の概要】 上位性、典型性、特殊性の観点から選定した注目種は下表のとおりである。							
		<table><tr><th>項目</th><th>注目種</th></tr><tr><td>上位性</td><td>チュウヒ</td></tr><tr><td rowspan="2">典型性</td><td>オオヨシキリ</td></tr><tr><td>ホオジロ</td></tr><tr><td>特殊性</td><td>なし</td></tr></table>	項目	注目種	上位性	チュウヒ	典型性	オオヨシキリ	ホオジロ
項目	注目種								
上位性	チュウヒ								
典型性	オオヨシキリ								
	ホオジロ								
特殊性	なし								
		＜上位性の注目種(チュウヒ)＞ 現地調査の結果、2021 年に 405 例、2022 年に 116 例の計 521 例を確認した。また、対象事業実施区域外で 2021 年及び 2022 年にねぐら入り行動を確認し、2021 年のみ繁殖を確認した。また、「トヨタ自動車田原工場風力発電設置事業」の事後調査でも、2023 年～2024 年に本種の繁殖の確認はなかった。 チュウヒの営巣適地は、確認した営巣地の周辺植生及び文献情報から、一定以上の面積を有するヨシ群落を抽出した。対象事業実施区域及びその周囲に、チュウヒの営巣適地である一定以上の面積を有するヨシ群落は確認されなかった。 Maxent による解析の結果、採餌行動に与える影響の寄与度が高かった環境要素は、1 シーズン目の越冬期～2 シーズン目の越冬期は「ヨシ草地等」、2 シーズン目の繁殖期～2 シーズン目の移動期は「その他草地等」であり、3 シーズン目の移動期は「ヨシ草地等」と「その他草地等」が同程度の寄与度であった。なお、1 シーズン目の繁殖期は予測範囲内における採餌行動がほとんど確認されなかったため、解析を行わなかった。解析には、現地の最新の調査結果である、「トヨタ自動車田原工場風力発電設置事業」の事後調査報告書におけるチュウヒの採餌行動の確認地点を用いた。 また、餌資源としているネズミ類の捕獲調査、鳥類の定点観察法による空間利用調査、カエル類・ヘビ類の直接観察法の結果、8 個体のネズミ類、20 種の鳥類、4 個体のヘビ類、9 個体のカエル類が捕獲又は確認された。 餌資源量の分布状況についてみると、ネズミ類で「その他草地等」、小鳥類で「広葉樹林及びその他草地等」、「植林」等、ヘビ類で「植林」、カエル類で「開放水域（内水面）」及び「その他草地等」が高かった。なお、「ヨシ草地等」ではヘビ類及びカエル類が確認されなかったが、ヨシ草地内の水辺に立ち入ることができなかったためであり、実際には多く生息していると考えられる。以上から、チュウヒの餌資源は「広葉樹林」、「植林」、「ヨシ草地等」、「その他草地等」及び「開放水域（内水面）」に多く分布していると考えられる。 以上から、チュウヒは採餌行動の出現頻度が高く、餌資源量の多い「ヨシ草地等」及び「その他草地等」周辺の広く開けた空間において採餌行動をとるものと考えられ、採餌行動の出現頻度が高い場所がそのまま好適採餌環境になっていると考えられる。 ＜典型性の注目種(オオヨシキリ及びホオジロ)＞ 現地調査の結果、オオヨシキリのなわばりを 13 例、ホオジロのなわばりを 28 例確認した。 また、餌資源（昆虫類）調査の結果、「植林」で湿重量 3.5g、「その他草地等」で湿重量 15.3g の昆虫類を確認した。 オオヨシキリの生息密度は「ヨシ草地等」が最も高く、次いで「広葉樹林」が高い値となった。ホオジロの生息密度は「竹林等」で最も高く、次いで「市街地等」、「植林」、「その他草地等」が高い値となった。 餌資源量の分布状況についてみると、各環境類型区分における餌資源量指数は、「その他草地等」が「植林」よりも相対的に高い結果となっており、餌資源量が豊富であると考えられた。 以上のことから、好適生息環境は、オオヨシキリ及びホオジロの生息密度が高い場所及び餌資源量が豊富な場所であると考えられる。							

表 10.5-5 生態系に係る調査、予測及び評価の結果の概要 (2/2)

選定項目	調査・予測・評価の概要
生態系 地域を特徴づける生態系	■予測・評価の結果の概要 【環境保全措置】 ＜造成等の施工による一時的な影響＞ - 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、騒音、振動等による動物の忌避を抑制する。 - 工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 ＜地形改変及び施設の使用＞ - 風力発電機組立ヤードの敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。 - 改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、動植物の生息・生育環境を保全する。 ＜施設の使用＞ - 風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、航空法上必要な航空障害灯については、鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用する。 - 風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、風力発電機の周辺においては、極力砂利等を敷設することにより、植生回復及び猛禽類の餌（誘引物）となる動物の生息利用を抑制する。 - 風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、ブレード等への彩色塗装等を行うことにより、鳥類に対する風力発電機の視認性を高める。 【予測の結果の概要】 上位性（チュウヒ）、典型性鳥類（オオヨシキリ及びホオジロ）を予測対象種とし、以下に示す環境影響要因から予測対象に応じて、影響を予測したところ、事業の実施及び既設風力発電機との累積的影響は小さいものと予測された。しかし、チュウヒ及び典型性鳥類におけるブレード・タワー等への接近・接触については予測に不確実性があると考えられることから、前述の環境保全措置に加え、事後調査を行うこととした。 ＜環境影響要因＞ - 改変による生息環境への影響 - 移動経路の遮断・阻害 - ブレード・タワー等への接近・接触 【評価の結果の概要】 予測の結果、チュウヒ及び典型性鳥類におけるブレード・タワー等への接近・接触については、事業の実施による影響は小さいと考えられたものの、予測に不確実性があると考えられた。このことから、以下の事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、必要に応じた稼働調整を行う等、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとした。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。 【事後調査】 ○対象種：チュウヒ及び典型性鳥類 1週間に1回以上の頻度で死骸調査を行い、衝突と推定される死骸等が確認された場合には、衝突の原因の究明に努め、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じる。

表 10.5-6 景観に係る調査、予測及び評価の結果の概要(1/2)

選定項目		調査・予測・評価の概要																																																												
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	■調査の結果の概要 ＜地形改変及び施設の有無＞ 対象事業実施区域及びその周辺約9.1kmの範囲に存在する主要な眺望点から14地点、日常的な視点場から5地点を選定し、写真撮影により視覚的に把握した。 ■予測・評価の結果の概要 【環境保全措置】 ＜地形改変及び施設の有無＞ ・風力発電機ヤードや搬入路等の敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。 ・風力発電機は、周囲の環境に馴染みやすいような塗装とする。 【予測の結果の概要】 ＜地形改変及び施設の有無＞ 主要な眺望点及び日常的な視点場から本事業の風力発電機が視認される基数は、下表のとおりであった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>主要な眺望点及び日常的な視点場</th><th>可視数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>VP01</td><td>仁崎海水浴場</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP02</td><td>汐川干潟</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP03</td><td>白谷海浜公園</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP04</td><td>緑が浜エコパーク</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP05</td><td>蔵王山</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP06</td><td>衣笠山</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP07</td><td>笠山</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP08</td><td>滝頭山</td><td>0</td></tr> <tr><td>VP09</td><td>カモメリア</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP10</td><td>豊橋総合スポーツ公園</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP11</td><td>三河港大橋</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP12</td><td>富士見台第四公園</td><td>5</td></tr> <tr><td>VP13</td><td>三河臨海緑地</td><td>0</td></tr> <tr><td>VP14</td><td>三河大島</td><td>7</td></tr> <tr><td>VP15</td><td>光崎公園</td><td>1</td></tr> <tr><td>VP16</td><td>光崎地区</td><td>1</td></tr> <tr><td>VP17</td><td>姫見台地区</td><td>1</td></tr> <tr><td>VP18</td><td>浦町地区</td><td>1</td></tr> <tr><td>VP19</td><td>童浦小学校</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> 累積的な影響に係る予測の結果、本事業が視認され、かつ既設の風力発電機が視認されるのは、主要な眺望点及び日常的な視点場 19 地点のうち 13 地点であった。	番号	主要な眺望点及び日常的な視点場	可視数	VP01	仁崎海水浴場	7	VP02	汐川干潟	7	VP03	白谷海浜公園	7	VP04	緑が浜エコパーク	7	VP05	蔵王山	7	VP06	衣笠山	7	VP07	笠山	7	VP08	滝頭山	0	VP09	カモメリア	7	VP10	豊橋総合スポーツ公園	7	VP11	三河港大橋	7	VP12	富士見台第四公園	5	VP13	三河臨海緑地	0	VP14	三河大島	7	VP15	光崎公園	1	VP16	光崎地区	1	VP17	姫見台地区	1	VP18	浦町地区	1	VP19	童浦小学校	0
番号	主要な眺望点及び日常的な視点場	可視数																																																												
VP01	仁崎海水浴場	7																																																												
VP02	汐川干潟	7																																																												
VP03	白谷海浜公園	7																																																												
VP04	緑が浜エコパーク	7																																																												
VP05	蔵王山	7																																																												
VP06	衣笠山	7																																																												
VP07	笠山	7																																																												
VP08	滝頭山	0																																																												
VP09	カモメリア	7																																																												
VP10	豊橋総合スポーツ公園	7																																																												
VP11	三河港大橋	7																																																												
VP12	富士見台第四公園	5																																																												
VP13	三河臨海緑地	0																																																												
VP14	三河大島	7																																																												
VP15	光崎公園	1																																																												
VP16	光崎地区	1																																																												
VP17	姫見台地区	1																																																												
VP18	浦町地区	1																																																												
VP19	童浦小学校	0																																																												

表 10.5-6 景観に係る調査、予測及び評価の結果の概要 (2/2)

選定項目	調査・予測・評価の概要
景観 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	【評価の結果の概要】 ＜地形改変及び施設が存在＞ 主要な眺望景観について、視認される風力発電機の垂直見込角が大きいのは、「緑が浜エコパーク」の 43.5 度、「笠山」の 4.8 度、「カモメリア」の 3.2 度である。「緑が浜エコパーク」は体感的に風を感じられるエコのシンボル公園であり、海上展望デッキから風力発電機を眺められる公園として整備されている。したがって、当該地点において風力発電所が大きく視認されるが、著しい環境影響を及ぼす要因とはならないと考えられ、影響は小さいと考える。なお、風力発電機の色を周囲の環境に馴染みやすいような塗装とする等の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価する。 その他、「汐川干潟(東側)」の 1.4 度、「白谷海浜公園」の 1.1 度、「蔵王山」の 2.2 度、「衣笠山」の 1.5 度、「豊橋総合スポーツ公園」の 1.7 度、「三河港大橋」の 2.1 度、「三河大島」の 1.1 度、「仁崎海水浴場」の 1 度未満、「富士見台第四公園」の 1 度未満という予測結果であり、どの地点においても近景に位置する地形や建物等の人工物の存在により風力発電機が視野に占める程度は小さいことから、影響は小さい又は極めて小さいと考える。また、「滝頭山」、「三河臨海緑地」は視認されなかったため、影響はないと考えられる。 日常的な視点場について、視認される風力発電機の垂直見込角は、「姫見台地区」の 4.1 度、「浦町地区」の 2.2 度、「光崎公園」「光崎地区」の 1 度未満という予測結果であり。近景に位置する建物等の人工物の存在により、影響は小さいと考えられる。 また、「童浦小学校」は視認されなかったため、影響はないと考えられる。 なお、環境保全措置を実施することにより、影響はさらに低減されることが考えられる。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。 (累積的影響) 予測の結果、本事業と既設の風力発電機が視認される予測地点は13地点であるが、本事業における景観への累積的影響は小さいと考えられる。さらに、上記の環境保全措置を実施することにより、影響はさらに低減されることが考えられる。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。

表 10.5-7 人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の結果の概要(1/2)

選定項目	調査・予測・評価の概要
人と自然との触れ合いの活動の場 主要な人と自然との触れ合いの活動の場	■調査の結果の概要 <工事用資材等の搬出入> 対象事業実施区域及びその周辺には、3件の人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。「汐川干潟」は、対象事業実施区域から南に位置し、野鳥観察の場、干潟の生き物が観察できる。「緑が浜公園」は、対象事業実施区域から南に位置し、スポーツや憩いの場所として利用されている海浜部にある公園である。野球場や多目的広場、パターゴルフ場、テニスコート等があり、釣りやバーベキューで利用されている。「笠山」は、対象事業実施区域から南に位置し、標高は 78.6 メートル頂上まで石段が整備されている。また、三河湾が一望でき、豊橋や蒲郡方面へも眺望が開けている。犬の散歩、ウォーキングなどの利用がみられた。 ■予測・評価の結果の概要 【環境保全措置】 <工事用資材等の搬出入> ・工事用資材等の搬出入車両の適正運行及び作業の効率化により、走行台数の削減に努める。 ・工事関係者の通勤車両については、乗り合いを促進することにより、走行台数の削減に努める。 ・適切な点検・整備により、工事用資材の搬出入車両の性能維持に努める。 ・日曜日は原則休工とするが、工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート周辺において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場でイベントが開催される場合は、必要に応じて主催者と協議を行い、工事用資材等の搬出入車両の走行をできる限り控える等、配慮する。 ・工事中は定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。

表 10.5-7 人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の結果の概要 (2/2)

選定項目		調査・予測・評価の概要								
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	【予測の結果の概要】 ＜工事用資材等の搬出入＞								
		<table><tr><th>予測地点</th><th>予測結果</th></tr><tr><td>汐川干潟</td><td>予測地点へのアクセス路は、主要地方道豊橋渥美線沿いにあり、工事用資材等の搬出入車両（以下、「関係車両という」）の主要な走行ルートと重複する。 本事業による関係車両台数は、最も多くなる日で1日当たり大型車84台、小型車22台である。現地での交通量観測結果では、主要地方道豊橋渥美線の一般車両の交通量は平日17,931台/16時間(TN-1:平日6時～22時の現地調査結果)であり、関係車両の走行台数は、一般車両と比較して非常に少ない。また、日曜日は原則休工とする。なお、イベント開催時は、必要に応じて主催者と協議を行い、関係車両の走行をできる限り控える等、環境保全措置を講じる。また、一般車両の通行を優先するなどの配慮を行うことにより、工事用資材等の搬出入による影響は小さいものと予測する。</td></tr><tr><td>緑が浜公園</td><td>予測地点へのアクセス路は、主要地方道豊橋渥美線沿いにあり、関係車両の主要な走行ルートと重複する。 本事業による関係車両台数は、最も多くなる日で1日当たり大型車84台、小型車22台である。現地での交通量観測結果では、主要地方道豊橋渥美線の交通量は平日17,931台/16時間(TN-1:平日6時～22時の現地調査結果)であり、関係車両の走行台数は、一般車両と比較して非常に少ない。また、日曜日は原則休工とする。なお、イベント開催時は、必要に応じて主催者と協議を行い、関係車両の走行をできる限り控える等、環境保全措置を講じる。また、一般車両の通行を優先するなどの配慮を行うことにより、工事用資材等の搬出入による影響は小さいものと予測する。</td></tr><tr><td>笠山</td><td>予測地点へのアクセス路は、主要地方道豊橋渥美線沿いにあり、関係車両の主要な走行ルートと重複する。 本事業による関係車両台数は、最も多くなる日で1日当たり大型車84台、小型車22台である。現地での交通量観測結果では、主要地方道豊橋渥美線の交通量は平日17,931台/16時間(TN-1:平日6時～22時の現地調査結果)であり、関係車両の走行台数は、一般車両と比較して非常に少ない。また、日曜日は原則休工とする。なお、イベントの開催時は、必要に応じて主催者と協議を行い、関係車両の走行をできる限り控える等、環境保全措置を講じる。また、一般車両の通行を優先するなどの配慮を行うことにより、工事用資材等の搬出入による影響は小さいものと予測する。</td></tr></table>	予測地点	予測結果	汐川干潟	予測地点へのアクセス路は、主要地方道豊橋渥美線沿いにあり、工事用資材等の搬出入車両（以下、「関係車両という」）の主要な走行ルートと重複する。 本事業による関係車両台数は、最も多くなる日で1日当たり大型車84台、小型車22台である。現地での交通量観測結果では、主要地方道豊橋渥美線の一般車両の交通量は平日17,931台/16時間(TN-1:平日6時～22時の現地調査結果)であり、関係車両の走行台数は、一般車両と比較して非常に少ない。また、日曜日は原則休工とする。なお、イベント開催時は、必要に応じて主催者と協議を行い、関係車両の走行をできる限り控える等、環境保全措置を講じる。また、一般車両の通行を優先するなどの配慮を行うことにより、工事用資材等の搬出入による影響は小さいものと予測する。	緑が浜公園	予測地点へのアクセス路は、主要地方道豊橋渥美線沿いにあり、関係車両の主要な走行ルートと重複する。 本事業による関係車両台数は、最も多くなる日で1日当たり大型車84台、小型車22台である。現地での交通量観測結果では、主要地方道豊橋渥美線の交通量は平日17,931台/16時間(TN-1:平日6時～22時の現地調査結果)であり、関係車両の走行台数は、一般車両と比較して非常に少ない。また、日曜日は原則休工とする。なお、イベント開催時は、必要に応じて主催者と協議を行い、関係車両の走行をできる限り控える等、環境保全措置を講じる。また、一般車両の通行を優先するなどの配慮を行うことにより、工事用資材等の搬出入による影響は小さいものと予測する。	笠山	予測地点へのアクセス路は、主要地方道豊橋渥美線沿いにあり、関係車両の主要な走行ルートと重複する。 本事業による関係車両台数は、最も多くなる日で1日当たり大型車84台、小型車22台である。現地での交通量観測結果では、主要地方道豊橋渥美線の交通量は平日17,931台/16時間(TN-1:平日6時～22時の現地調査結果)であり、関係車両の走行台数は、一般車両と比較して非常に少ない。また、日曜日は原則休工とする。なお、イベントの開催時は、必要に応じて主催者と協議を行い、関係車両の走行をできる限り控える等、環境保全措置を講じる。また、一般車両の通行を優先するなどの配慮を行うことにより、工事用資材等の搬出入による影響は小さいものと予測する。
		予測地点	予測結果							
		汐川干潟	予測地点へのアクセス路は、主要地方道豊橋渥美線沿いにあり、工事用資材等の搬出入車両（以下、「関係車両という」）の主要な走行ルートと重複する。 本事業による関係車両台数は、最も多くなる日で1日当たり大型車84台、小型車22台である。現地での交通量観測結果では、主要地方道豊橋渥美線の一般車両の交通量は平日17,931台/16時間(TN-1:平日6時～22時の現地調査結果)であり、関係車両の走行台数は、一般車両と比較して非常に少ない。また、日曜日は原則休工とする。なお、イベント開催時は、必要に応じて主催者と協議を行い、関係車両の走行をできる限り控える等、環境保全措置を講じる。また、一般車両の通行を優先するなどの配慮を行うことにより、工事用資材等の搬出入による影響は小さいものと予測する。							
	緑が浜公園	予測地点へのアクセス路は、主要地方道豊橋渥美線沿いにあり、関係車両の主要な走行ルートと重複する。 本事業による関係車両台数は、最も多くなる日で1日当たり大型車84台、小型車22台である。現地での交通量観測結果では、主要地方道豊橋渥美線の交通量は平日17,931台/16時間(TN-1:平日6時～22時の現地調査結果)であり、関係車両の走行台数は、一般車両と比較して非常に少ない。また、日曜日は原則休工とする。なお、イベント開催時は、必要に応じて主催者と協議を行い、関係車両の走行をできる限り控える等、環境保全措置を講じる。また、一般車両の通行を優先するなどの配慮を行うことにより、工事用資材等の搬出入による影響は小さいものと予測する。								
笠山	予測地点へのアクセス路は、主要地方道豊橋渥美線沿いにあり、関係車両の主要な走行ルートと重複する。 本事業による関係車両台数は、最も多くなる日で1日当たり大型車84台、小型車22台である。現地での交通量観測結果では、主要地方道豊橋渥美線の交通量は平日17,931台/16時間(TN-1:平日6時～22時の現地調査結果)であり、関係車両の走行台数は、一般車両と比較して非常に少ない。また、日曜日は原則休工とする。なお、イベントの開催時は、必要に応じて主催者と協議を行い、関係車両の走行をできる限り控える等、環境保全措置を講じる。また、一般車両の通行を優先するなどの配慮を行うことにより、工事用資材等の搬出入による影響は小さいものと予測する。									
【評価の結果の概要】 ＜工事用資材等の搬出入＞										
予測の結果、本事業による工事用資材等の搬出入車両台数は、最も多くなる日で1日当たり大型車84台、小型車22台である。現地での交通量観測結果では、主要地方道豊橋渥美線の交通量は平日17,931台/16時間(TN-1:平日6時～22時の現地調査結果)であり、工事用資材等の搬出入車両は、一般車両と比較して非常に少ない。また、上記の環境保全措置を実施することにより、工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を極力低減させることとする。										
以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。										

表 10.5-8 廃棄物等に係る調査、予測及び評価の結果の概要

選定項目		調査・予測・評価の概要																																				
廃棄物等	産業廃棄物及び残土	■予測・評価の結果の概要																																				
		【環境保全措置】																																				
		＜造成等の施工による一時的な影響＞																																				
		・発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、可能な限り有効活用に努め、発生量を低減する。																																				
		・有効利用が困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、専門の処理会社に委託するなど適正に処分する。																																				
		・定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。																																				
		・地形等を十分考慮し、風力発電機組立ヤードや工事用道路・管理用道路の敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる。																																				
		・掘削工事に伴う発生土は、対象事業実施区域内で可能な限り埋め戻しに利用する。																																				
		【予測の結果の概要】																																				
		＜造成等の施工による一時的な影響＞																																				
工事の実施に伴って発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法は、下表に示すとおりであり、可能な限り中間処理場にてリサイクルに努め、やむを得ずリサイクルできないものは適正に処分する。																																						
<table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>発生量(t)</th><th>有効利用量(t)</th><th>処分量(t)</th><th>処理方法等</th></tr><tr><td>汚泥</td><td>180</td><td>180</td><td>0</td><td>中間処理場にて造粒固化後、リサイクル</td></tr><tr><td>アスファルト コンクリート塊</td><td>1,170</td><td>1,170</td><td>0</td><td>中間処理場にて破砕リサイクル</td></tr><tr><td>コンクリート塊</td><td>5,270</td><td>5,270</td><td>0</td><td>中間処理場にて破砕リサイクル</td></tr><tr><td>木くず</td><td>170</td><td>170</td><td>0</td><td>中間処理場にて破砕リサイクル若しくは焼却</td></tr><tr><td>廃プラスチック類</td><td>30</td><td>30</td><td>0</td><td>中間処理場にて破砕リサイクル</td></tr><tr><td>建設混合廃棄物</td><td>110</td><td>110</td><td>0</td><td>中間処理場にて分別後、適正処分</td></tr></table>				廃棄物の種類	発生量(t)	有効利用量(t)	処分量(t)	処理方法等	汚泥	180	180	0	中間処理場にて造粒固化後、リサイクル	アスファルト コンクリート塊	1,170	1,170	0	中間処理場にて破砕リサイクル	コンクリート塊	5,270	5,270	0	中間処理場にて破砕リサイクル	木くず	170	170	0	中間処理場にて破砕リサイクル若しくは焼却	廃プラスチック類	30	30	0	中間処理場にて破砕リサイクル	建設混合廃棄物	110	110	0	中間処理場にて分別後、適正処分
廃棄物の種類	発生量(t)	有効利用量(t)	処分量(t)	処理方法等																																		
汚泥	180	180	0	中間処理場にて造粒固化後、リサイクル																																		
アスファルト コンクリート塊	1,170	1,170	0	中間処理場にて破砕リサイクル																																		
コンクリート塊	5,270	5,270	0	中間処理場にて破砕リサイクル																																		
木くず	170	170	0	中間処理場にて破砕リサイクル若しくは焼却																																		
廃プラスチック類	30	30	0	中間処理場にて破砕リサイクル																																		
建設混合廃棄物	110	110	0	中間処理場にて分別後、適正処分																																		
工事の実施に伴って発生する土量及び処理方法は、下表に示すとおりであり、対象事業実施区域内で可能な限り埋め戻しに利用する。なお、やむを得ず再利用しきれない残土が発生する場合は、専門の処理会社に委託し、対象事業実施区域外で適正に処理する。																																						
<table><tr><th>項目</th><th>発生土量</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>掘削土量</td><td>15,200m³</td><td rowspan="3">可能な限り埋め戻しに利用する 事業実施区域内で再利用しきれない残土が発生する場合は、専門の処理会社に委託し、対象事業実施区域外で適正に処理する。</td></tr><tr><td>埋め戻し</td><td>8,400m³</td></tr><tr><td>場外搬出</td><td>6,800m³</td></tr></table>				項目	発生土量	処理方法	掘削土量	15,200m³	可能な限り埋め戻しに利用する 事業実施区域内で再利用しきれない残土が発生する場合は、専門の処理会社に委託し、対象事業実施区域外で適正に処理する。	埋め戻し	8,400m³	場外搬出	6,800m³																									
項目	発生土量	処理方法																																				
掘削土量	15,200m³	可能な限り埋め戻しに利用する 事業実施区域内で再利用しきれない残土が発生する場合は、専門の処理会社に委託し、対象事業実施区域外で適正に処理する。																																				
埋め戻し	8,400m³																																					
場外搬出	6,800m³																																					
【評価の結果の概要】																																						
＜造成等の施工による一時的な影響＞																																						
予測の結果、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物は中間処理場にて有効にリサイクルするとともに、残土は可能な限り埋め戻しに利用する。再利用しきれない残土については専門の処理会社に委託し対象事業実施区域外で適切に処理する。また、上記の環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価する。																																						

(白紙のページ)